

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、平成30年度包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和2年2月18日

奈良県監査委員	斎藤 信一郎
同	森田 康文
同	西川 均
同	和田 恵治

監査の特定事件（テーマ）

債権管理に関する財務事務の執行について

【監査の結果及び意見一覧（抜粋）】

監査結果報告書	監査結果 / 監査の結果に添える意見	措置内容等
	第2 奈良県の債権、未収金の概要	
	6 県に対する総括的な結果又は意見	
37頁	<p>総括1（結果）</p> <p>未収金について生じる延滞金及び遅延損害金（延滞金等）について、元本（分納により支払われた元本部分を含む。）の支払が完了し延滞金等を確定しうるものについては、その確定しうる時に調定し、未収金として回収管理に着手しなければならない。</p>	<p>未収延滞金については、税務総合システムにおいて日々計算し個別に債権管理されており、たとえ延滞金100円のみ未納であっても、差押等の滞納処分を実施し徴収努力しているところである。</p> <p>延滞金の調定については、県の会計ルールに則って収納した段階で行っているが、事前調定については全庁的な課題であるため、関連部署とも情報共有を図りながら連携して検討していく。【税務課】</p>
41頁	<p>総括3（意見）</p> <p>延滞金について、調定を行わずに納付書を同封して催告している実務が見受けられるが、このような催告状の送付は、予め納入すべき額を確定させて行う納入の通知と同様の形式を備えており、また具体的金額を定めて催告するという能動的な対外的行為に対しては事前の組織的意思決定として調定をすることが内部統制として有意義であると考えられるので、そのような実務運用に向けて検討を進められたい。</p>	<p>地方自治法施行令及び奈良県会計規則等においては、納入すべき金額が確定した時点で調定するものとされている。延滞金については、元本債権が完納されなければ、その金額を確定できないため、事後調定で問題ないと判断する。【会計局会計課】</p> <p>放置違反金の催告通知については、延滞金を含んだ金額で納付書を作成しているが、催告時点では延滞金債権は確定しているのではなく、放置違反金の元本が完納された時点で債権が確定するとの考えから、延滞金については地方自治法施行令及び奈良県会計規則等に基づき事後調定を行っているところである。延滞金債権を事前調定することについては、今後会計局等との調整・検討を進めていく。【奈良県警察本部警務部会計課】</p>
43頁	<p>総括5（結果）</p> <p>歳入の調定は、歳入の内容を調査して収入金額を決定し回収すべき債権について対外的な権利行使の起点を画する内部的意思決定行為であるが、適時に調定を実施していない事例が見受けられる。適時の調定は、債権回収のために欠かせず、債権の所管課以外の課がモニタリングをするためにも重要である。また、県が有する債権額を正しく把握し情報公開する観点からも、適時に調定を実施することが必要である。</p>	<p>調定を行う時期については、地方自治法、奈良県会計規則に規定されているとおりであり、法令又は契約に定めがある場合は、納期限を納入通知書を発する日から20日以内に定める必要が無く、債権所管課が収入の原因となる事実が発生したと判断した時に調定を行うよう会計局・主管課連絡会議で周知する。【会計局会計課】</p> <p>歳入の調定については、債務者の的確な状況把握と管理職によるチェック体制整備により、適時の実施に努める。【担い手・農地マネジメント課】</p>
	第4 地方税法の規定に基づく徴収金に係る債権	
	3 未収金に関する調査	
67頁	<p>(3) 結果又は意見（結果）</p> <p>滞納処分（差押）を実施したものの、その後長期間にわたって換価がなされていない滞納債権があった。</p>	<p>過去に差し押さえて長期間換価されていない案件については、当該差押財産だけでなく、他の換価可能な財産も含めて範囲を広げ再調査をするなどこれまでも滞納整理を進めており、今後も継続していく予定。</p> <p>なお、現在は、換価可能な財産であるかを見極めた上で、個別の状況に応じて差押を実施しているところ。【税務課】</p>

監査結果報告書	監査結果 / 監査の結果に添える意見	措置内容等
67頁	<p>(3) 結果又は意見 (意見)</p> <p>自動車税事務所では、滞納処分が実施できていない債権が多数あり、特に換価の手続が追いついていないため、徴収体制の強化を図るか、より効率的に徴収できる仕組みを構築すべきである。</p>	<p>自動車税の徴収体制強化については、人事当局に今後も引き続き要望していく予定。効果的な仕組みの構築については、自動車税は件数が多いため、業務委託によるコールセンターの活用や、税務課及び各県税事務所の職員が兼務発令を受け、PTとして協力体制により滞納整理を進めているが、財産調査等の煩雑な業務については今後さらに委託先への移管を検討する。</p> <p>また今年度10月から令和3年9月にかけて、税務総合システム大規模改修が始まっており徴収メニューについても改修を予定しているところ。【税務課 (自動車税事務所)】</p>
	4 延滞金	
70頁	<p>(3) 結果又は意見 (結果)</p> <p>県税の延滞金について本税を払い終わり延滞金額が確定しているものについては、歳入の調定を行うべきである。</p>	<p>延滞金の調定については、県の会計ルールに則って収納した段階で行っているが、事前調定については全庁的な課題であるため、関連部署とも情報共有を図りながら連携して検討していく。【税務課】</p>
	第5 生活保護費徴収金及び生活保護費返還金	
	2 未収金の管理事務	
86頁	<p>(3) 結果又は意見 (結果)</p> <p>生活保護費返還金にかかる未収金について、マニュアルに記載されている債務者と取り交わすべき書類の一部が入手されていない。当該書類は時効を中断する効果を発揮し、訴訟の証拠資料となるなど極めて重要な書類であるため、確実な入手と保管を実行する必要がある。そのためには、保管に関する事項をマニュアル等に定める必要もある。</p>	<p>徴収すべき書類に類似の様式が複数あったため、令和元年11月にマニュアルを改訂し、様式の一元化を図った。あわせて、関係書類の保管について、完納された年度又は不納欠損処理を行った年度を完結年度とし、文書分類表の保存期間に基づき保管することをマニュアルに明記した。【地域福祉課】</p>
87頁	<p>(3) 結果又は意見 (結果)</p> <p>分割納付の期間が平成17年4月から平成26年7月までと完済まで100年以上を要する分納の特約が行われているが、現実的に完済されるとは考えにくく、履行期限の延長に関連する法律の規定等を斟酌して、当該分割返済の特約の見直しも含め、今後の運用について適切に行われたい。</p>	<p>令和元年11月に改訂したマニュアルにおいても、履行延期の期間は、履行期限から5年以内において定めなければならない旨を改めて示しており、現在はこれに基づき各福祉事務所において履行延期特約を認めているところ。</p> <p>当該債権について、債務者は既に保護廃止ケースであり、接触を含めて検討を行っている。【地域福祉課】</p>
	3 債権管理簿	
88頁	<p>(2) 結果又は意見 (結果)</p> <p>債権管理について、吉野福祉事務所は財務会計システムと債権管理簿の照合を行なっている一方で、中和福祉事務所では財務会計システムとの照合を行っていない。債権管理簿と財務会計システムとの照合は、未収金を管理するうえで必要な事務となるため、照合する必要がある。また、吉野福祉事務所と中和福祉事務所のそれぞれについて、財務会計システムと債権管理簿の残高を照合したところ、中和福祉事務所では差異が生じていた。差異内容を把握するとともに、今後差異が生じないように事務の正確性を向上させる必要がある。</p>	<p>債権管理簿への入力、財務会計システムの納入実績を見て入力していたところ、入力漏れの事例があったため、財務会計システムと債権管理簿の残高に差異が生じていた。</p> <p>今後は、銀行から受領した納入済証を見て入力するように改めた。併せて、経理担当者や担当課長の二重確認体制で、財務会計システムと債権管理簿の照合を毎月行うこととする。【地域福祉課 (中和福祉事務所)】</p>

監査結果報告書	監査結果 / 監査の結果に添える意見	措置内容等
89頁	<p>(2) 結果又は意見 (結果)</p> <p>中和福祉事務所において、担当者一人が債権管理簿を作成・管理しており、別の担当者による債権管理簿のチェック等が行われていない。債権管理の正確性を担保し、属人的な債権管理を防止する観点から、債権管理簿作成担当者とは別の担当者が債権管理簿をチェックするなど債権管理簿の誤りを防止する体制を整備する必要があると考える。</p>	<p>今後は、経理担当者が入力した情報を、担当課長が毎月確認し、二重確認体制をとり、債権管理簿の正確性を担保する。【地域福祉課 (中和福祉事務所)】</p>
92頁	<p>(2) 結果又は意見 (結果)</p> <p>中和福祉事務所の不納欠損処理について、すでに時効を迎えた債権について不納欠損処理を行っていないものが存在するため、不納欠損処理の事務を整理する必要がある。また、資力のある債務者に対して時効が到来する債権については、納入確約書を徴収し、時効の中断を促す必要がある。</p>	<p>分割返済中の債権については、部分的な不納欠損処理はこれまで行っていなかったが、今後、部分的に時効が到来した債権についても、順次不納欠損処理を行う。</p> <p>なお、現在既に時効が完成している債権については、今年度に不納欠損処理を行う。</p> <p>また、資力のある債務者に対しては、納入確約書を徴収する。【地域福祉課 (中和福祉事務所)】</p>
92頁	<p>(2) 結果又は意見 (結果)</p> <p>中和福祉事務所の時効管理の履歴が、適時に債権管理簿に記載されていないため、いつ時効を迎える債権であるか判断がつかない状況にある。時効管理方法について周知・徹底が必要である。</p>	<p>今後、納入通知や督促等の納付指導状況を適切に債権管理簿に記録し、また時効管理を適正に行うため、経理担当者と担当ケースワーカーが二重に確認を行うよう全体会議で周知した。【地域福祉課 (中和福祉事務所)】</p>
93頁	<p>(2) 結果又は意見 (意見)</p> <p>中和福祉事務所について、発生年度ごとに作成したエクセルにケース台帳ごとのシートを作り管理しているが、未収金として残存するもの、完納済のもの及び不納欠損処理済のものをすべて1つのエクセルで管理しているため、日々の債権管理に非効率が生じていると考えられる。事務の効率化の観点からそれらを別のエクセルに分けて管理するなど管理方法について検討されたい。</p>	<p>今後、完納となったものについては別ファイルとし、未収金として残存するもののみ切り分けて管理を行う。【地域福祉課 (中和福祉事務所)】</p>
93頁	<p>(2) 結果又は意見 (意見)</p> <p>生活保護に関する未収金は、債務者の数、調定の頻度及び時効の中断の種類等を考慮すると膨大な債権を管理するための事務があると推察される。現状はエクセルで管理しているが、記載漏れが散見されるなど現状の管理方法に限界が来ているとも考えられるため、例えば、財務会計システムに現状の収納管理に加え債権管理簿の要件を満たす時効の管理機能を組み込むなど、システムによる正確性及び効率性の向上を図られたい。</p>	<p>財務会計システムに債権管理機能を付加する場合、システム改修に多額の費用が必要となる。大規模なシステム改修やシステム更新の機会に合わせて改修した方が費用が抑えられると考えられることから、引き続き対応を検討する。【会計局会計課】</p>
94頁	<p>(2) 結果又は意見 (結果)</p> <p>中和福祉事務所の未収金の一部について、歳入の調定が漏れている事案が発見された。債権管理簿の作成水準を高めるとともに、歳入の調定の決裁を得る際には、債権管理簿との整合性をチェックし、調定すべき金額に誤りがないかを確認したのちに歳入の調定を行う体制を整備する必要がある。</p>	<p>左記事案は平成19～22年度に3件発生したが、現在は調定漏れは生じていない。</p> <p>今後、毎月の調定において、事前に経理担当者と担当ケースワーカーが調定すべき金額の二重確認を行い、二重確認を行った内容と調定決議書の内容を担当課長が確認する体制を徹底し、適正に債権管理を行う。【地域福祉課 (中和福祉事務所)】</p>

監査結果報告書	監査結果 / 監査の結果に添える意見	措置内容等
95頁	(2) 結果又は意見 (結果) 時効が到来した未収金について、誤って収入している。今後の時効管理を適切に行うとともに、すでに誤って収入した金額については返金する必要がある。	本件については、平成24年2月に入金されたものであり、入金時から既に7年以上が経過している。当該債権の返金の可否について、再検討を行っている。【地域福祉課】
95頁	(2) 結果又は意見 (結果) 滞納者から延滞金を徴収すべきである。やむを得ない理由で延滞金を徴収しない場合には、その理由を決裁により明確化しておく必要がある。	延滞金の徴収の免除は、「完納しなかったことについてやむを得ない事由があると認められる場合に限り認められる」と条例に定められているが、生活保護費返還金及び徴収金については、債務者は現在も保護受給中か保護廃止ケースであり、現に生活困窮状態であるため、未収金の債権回収可能性が低く、延滞金等を加算したとしても徴収できる可能性は極めて低いことから、すべてを「やむを得ない理由」と整理し、延滞金等を課さない運用としてきた。 今後は、延滞金の徴収は義務であることを職員に認識させ、延滞金を徴収しない理由の基準を関係課と協議することを検討するほか、個別の延滞金の免除については、決裁により明確化するよう、福祉事務所へ指導する。【地域福祉課】
第8 精神障害者社会復帰施設運営補助金返還金		
2 財務会計システムの登録方法		
112頁	(2) 結果又は意見 (結果) 会計局は連帯債務者に請求する場合における財務会計システムへの登録方法を定めてこれを各課に周知するとともに、担当課においてはそれに沿って適切な登録を行う必要がある。	令和元年7月実施された未収金対策推進連絡会議及び会計局・主管課連絡会議において、連帯債務者に請求する場合の財務会計システムへの登録(調定)について、留意点を周知した。【会計局会計課】
第10 児童保護措置費保護者負担金		
1 概要		
127頁	(5) 結果又は意見 (意見) 県は財務会計システムの調定額及び収入額をもとに、手作業で債権管理簿を作成しており、一定の事務負担が発生しているため、財務会計システム内で債権管理簿を自動作成する機能を付加するなど事務事業の効率化が望まれる。	財務会計システムに債権管理機能を付加する場合、システム改修に多額の費用が必要となる。大規模なシステム改修やシステム更新の機会に合わせて改修した方が費用が抑えられると考えられることから、引き続き対応を検討する。【会計局会計課】
第12 中小企業高度化資金貸付金等		
1 概要		
158頁	(6) 結果又は意見 (結果) 県は、条件変更を行った平成9年度時点において、担保物の追加や保証人の見直しなどを行い債権保全に努めることが必要であったと考えられ、今後の同種貸付案件においては、単年度猶予の条件変更を繰り返す前に、債権保全への対応を尽くす必要がある。	条件変更を行う場合には、完済見通しを判断し、必要に応じて、追加担保、保証人の見直し、借換え、資産売却等により、債権保全に万全を期していく。【地域産業課】

監査結果報告書	監査結果 / 監査の結果に添える意見	措置内容等
159頁	<p>(6) 結果又は意見（意見）</p> <p>県は機構と連携して、組合員が実施する事業について、経営改善の助言を実施する、経営の専門家より助言を受ける、中期経営計画の策定とその実行を支援し、実施状況をモニタリングするなど、より踏み込んだ施策の実施を検討すべきである。その上で、事業者の意欲と能力に応じて、地域産業振興の趣旨に鑑みた一定の猶予や免除についての考慮がされうるものと思料する。</p>	<p>県では、中小企業診断士による経営改善の助言、定例技術相談・指導等による支援を行っており、実効性のある中期経営計画の策定及びモニタリングの実施に向け、引き続き支援を行っていく。【地域産業課】</p>
	第14 農業経営構造対策事業費補助金返還金	
	1 概要	
172頁	<p>(5) 結果又は意見（結果）</p> <p>補助金の交付を受けた事業主体が補助要件を欠くことが明らかになり、返還請求すべき金額が確定した時点で、当該補助金の返還請求について調定をしていなかった。効果的な債権管理及び正しい情報公開のために、しかるべき時期に調定を実施すべきである。</p>	<p>補助金返還にかかる歳入の調定については、債務者の確かな状況把握と管理職によるチェック体制整備により、適時の実施に努める。【担い手・農地マネジメント課】</p>
	第16 放置違反金	
	1 概要	
191頁	<p>(5) 結果又は意見（結果）</p> <p>財務会計システムの放置違反金未収入額について、交通指導課で管理している個別システムの残高と照合するべきである。</p>	<p>財務会計システムと放置駐車違反関連システムの未収金の残高については照合を行っているところであるが、より効率的な照合を行うために、交通指導課の放置駐車違反関連システムについて未収金管理対策機能のシステム更新の予算を確保し、来年度の改修を予定している。【奈良県警察本部警務部会計課】</p>
192頁	<p>(5) 結果又は意見（意見）</p> <p>放置違反金の延滞金のうち、一定の条件を満たしたものについてその納付期限と金額を指定して催告しているが、その催告を決定した時点で調定をしていない。期間を画して計算した延滞金額を催告することは納入の通知に該当するとも考えられるため、当該催告の決定に際して調定をする実務運用に向けて検討を進められたい。</p>	<p>放置違反金の催告通知については、延滞金を含んだ金額で納付書を作成しているが、その時の延滞金は確定額ではなく放置違反金の元本が完納されたときに債権が確定するとの考えから、延滞金については事後調定を行っているが、催告の決定に際して延滞金を事前調定することについては、今後会計局等との調整・検討を進めていく。【奈良県警察本部警務部会計課】</p>